

議案第 7 号

川崎市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年 2月19日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

川崎市介護老人保健施設条例（平成5年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号」を「第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号」に改め、同条第3号中「第51条の2第2項第2号」を「第51条の3第2項第2号」に、「第61条の2第2項第2号」を「第61条の3第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。

